

平成17年 第4回 9月(定例)中間市議会会議録(第3日)

平成17年9月30日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成17年9月30日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成16年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成16年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成16年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成16年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成16年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成16年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成16年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成16年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成16年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成16年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第1~日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第40号議案 平成17年度中間市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 第41号議案 平成17年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
(日程第11~日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第42号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第43号議案 中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例及び中間市多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第44号議案 中間市立図書館条例等の一部を改正する条例

- (日程第13～日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第16 第48号議案 中間市収入役の事務の兼掌に関する条例
(日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第17 意見書案 「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を
第8号 求める意見書
- 日程第18 意見書案 アスベスト対策を求める意見書
第9号
(日程第17～日程第18 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第19 意見書案 耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書
第10号
(日程第19 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第20 意見書案 九州厚生年金病院の売却・民営化に反対し、存続・充実を
第11号 求める意見書
(日程第20 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第21 第24号議案 中間市政治倫理条例
(平成16年)
(日程第21 継続審査)
- 日程第22 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 中家多恵子君 | 2番 山本 慎悟君 |
| 3番 佐々木晴一君 | 4番 植本 種實君 |
| 5番 古野 嘉久君 | 6番 青木 孝子君 |
| 7番 久好 勝利君 | 8番 杉原 茂雄君 |
| 9番 岩崎 三次君 | 10番 堀田 英雄君 |
| 11番 井上 久雄君 | 12番 湯浅 信弘君 |
| 13番 掛田るみ子君 | 14番 香川 実君 |
| 15番 上村 武郎君 | 16番 岩崎 悟君 |
| 17番 佐々木正義君 | 18番 米満 一彦君 |
| 19番 下川 俊秀君 | 20番 片岡 誠二君 |
| 21番 井上 太一君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------------|-------|--------|---------|-------|--------|
| 市長 | | 松下 俊男君 | 助役 | | 山崎 義弘君 |
| 収入役 | | 中木 陞君 | 教育長 | | 船津 春美君 |
| 総務部長 | | 柴田 芳夫君 | 市民経済部長 | | 萩原 一秋君 |
| 民生部長 | | 是永 勝敏君 | 福祉事務所長 | | 田中 茂徳君 |
| 建設部長 | | 行徳 幸弘君 | 教育部長 | | 谷川 博君 |
| 水道局長 | | 小南 哲雄君 | 市立病院事務長 | ... | 貞末 伸作君 |
| 消防長 | | 長谷川邦彦君 | 総務部次長 | | 前原 光博君 |
| 企画財政課長 | | 牧野 修二君 | 総務課長 | | 中野 諭君 |
| 行政経営改革推進室長 | | | | | 白尾 啓介君 |
| 人権推進課長 | | 中村 次春君 | 介護保険課長 | | 成富 隆俊君 |
| 健康増進課長 | | 中尾三千雄君 | 下水道課長 | | 佐藤 満洋君 |
| 収入役室長 | | 中島 勇君 | 生涯学習課長 | | 津田 正人君 |
| 営業課長 | | 矢野 卓雄君 | | | |

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 局長 | 勝原 直輝君 | 次長 | 白子 優一君 |
| 補佐 | 小田 清人君 | 書記 | 岡 和訓君 |
| 書記 | 平川 佳子君 | | |

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1．認定第1号

日程第2．認定第2号

日程第3．認定第3号

日程第4．認定第4号

日程第5．認定第5号

日程第6．認定第6号

日程第7．認定第7号

日程第8．認定第8号

日程第9．認定第9号

日程第10．認定第10号

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、認定第1号から日程第10、認定第10号までの平成16年度各会計決算認定10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

総務文教委員長（上村 武郎君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号平成16年度中間市一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分並びに認定第7号平成16年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計では、6億5,600万円の黒字決算で、単年度収支におきましても4,800万円の黒字となっております。ただし、中間市住宅新築資金特別会計等を含みました普通会計決算では、9,100万円の黒字であります。

続きまして、当委員会所管の一般会計の歳入の主なものを申し上げます。

地方交付税では、普通交付税が47億1,700万円、特別交付税が8億2,100万円の収入で、対前年度比0.4%の減額となっております。

一方で、地方債の借入額は22億2,100万円で、対前年度比18%の大幅な増額となっております。これは、地方交付税の減少分を補完する臨時財政対策債が昨年度より2億7,100万円減額となったものの、平成7年度及び平成8年度分の減税補てん債の

返済に伴う借り換え分として、6億7,700万円が措置されたことによることが要因であります。

また、市税では38億3,600万円の収入で、対前年度比0.25%の減収となっております。この主な要因は、景気低迷による市民税の減収によるものです。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

まず、前年度と比較して減額したものでは、人件費が市長外三役の給料削減や一般職の管理職手当削減を昨年引き続き実施したことに加え、退職者の不補充などにより、6,700万円減額しており、一般会計全体の職員人件費では、1億3,300万円の減額となっております。

次に、前年度と比較して増額したものでは、公共下水道事業特別会計や老人保健特別会計等に対する繰出金が1億9,000万円の増額となっております。

次に、平成16年度の主な事業としましては、総務費では15年度に引き続き北九州市・中間市合併協議会を計7回開催し、さらに合併問題に伴う住民投票の実施を行っております。

また、国民文化祭ふくおか2004においては、中間市ではジャズダンスフェスティバルを開催し、全国から21団体の出演者と、3,000人以上の観客が来場しております。

次に、消防費では、I S O基準に適合する防火衣を整備し、消防署の水槽付消防ポンプ自動車と消防団の消防ポンプ自動車を各1台ずつ買い換えを行い、消防設備の充実を図っております。

また、救急業務の高度化推進を図るために、本市で8人目となる救急救命士の養成を行っております。

次に、教育費では、小学校においては、パソコン教室にエアコンを設置し、さらに防音サッシの修繕及びフェンスの補修を行い、中学校では防犯灯の修繕やトイレの改修など、児童生徒の安全で快適な教育環境の整備を図っております。

また、小学生を対象とした北海道での「キラキラなかまっ子」自然体験学習事業、中学生を対象にしたオーストラリアでの「フレンドリーなかま」国際交流事業を行い、児童生徒の健全な育成に寄与しております。

さらに、生涯学習の対策としては、今年度より市民の生涯学習の拠点となる生涯学習センターが発足し、年間を通して各種講座を開講しております。

また、老朽化していた中央公民館の陶芸作業所の改修を行っております。

最後に、平成16年度中間市公共用地先行取得特別会計について申し上げます。

平成16年度も新たな公共用地の先行取得は行われておらず、歳入歳出ともに0円となっております。

審査の中で委員から、市税の滞納分の時効及び徴収対策についての質疑があり、執行部から、地方税法により徴収権の時効は5年となっておりますが、滞納者と分割納付などの

約束をする場合に、契約書を文書で取り交わすことで時効の中断をすることができます。今後もさらに時効の中断をする努力を行うとともに、併せて滞納処分の強化なども検討したいと考えています。との答弁がありました。

以上の審査の後、採決をいたしましたところ、一般会計及び公共用地先行取得特別会計ともに全員の賛成で、いずれも認定すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いしまして、委員長の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号16年度中間市一般会計歳入歳出決算のうち、民生経済委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号特別会計国民健康保険事業、認定第3号住宅新築資金等特別会計、認定第6号老人保健特別会計、認定第8号介護保険事業特別会計、認定第10号病院事業会計の各歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、一般会計決算についてその概要を申し上げます。

社会福祉費、児童福祉費、生活保護費を合わせた3款民生費の歳出決算額は、70億100万円で、一般会計歳出総額の40.2%を占め、前年度に比べ2億6,300万円の減少となっております。

これらの内訳について、社会福祉費27億4,500万円の主なものは、職員人件費3億4,500万円、国民健康保険会計繰出金3億9,600万円、老人保健会計繰出金4億4,000万円、介護保険会計繰出金4億3,100万円、地域総合福祉会館費5,800万円、各種入所措置費等の扶助費7億2,500万円であります。

前年度より1億6,100万円増加した主な要因は、国民健康保険、老人保健、介護保険会計への繰出金8,700万円が増加したことによるものです。

児童福祉費16億5,900万円の主なものは、職員人件費2億6,600万円、児童措置費11億3,900万円、人件費を除く児童福祉施設費4,600万円などで、前年度より減少したのは職員人件費が5,200万円、保育所新設工事請負費3億8,800万円、親子ひろばリンクの借り上げ終了に伴い、2,200万円が減少したことなどによるものです。

委員から、緊急通報システム装置は年間どのくらい増えているのか、消防署との対応はどのようにされているのか、また、検診の受診率はどのようになっているかとの質疑があり、執行部より、年間50台ほど増やしております。消防署との対応につきましては、今後協議しながら対応していきたいと思っております。検診の受診率につきましては、若年層に健康診査を受けてもらうよう1日増やしており、乳がん検診のマンモグラフィー検査

を50歳以上を40歳代から引き下げ、子宮がん検診の対象者を30歳代から20歳代に引き下げています。との答弁がっております。

生活保護費25億9,600万円の主なものは、職員人件費1億4,000万円と扶助費24億4,100万円であります。この扶助費の内訳の主なものは、医療扶助費14億1,700万円、生活扶助費8億5,000万円、住宅扶助費1億7,400万円となっております。

なお、被保護世帯数959世帯、人員数1,507人で前年度より世帯数で6世帯増加、人員で6人増加しております。

総務費の戸籍住民基本台帳費1億6,500万円の主なものは、職員人件費1億2,600万円と、委託料及び機器のリース料などの事務費3,900万円が主なものです。

委員から、住基の閲覧について市で規制を設ける予定はないか、また道路拡幅などで自治体間で戸籍の問い合わせがありますかとの質疑があり、執行部より、現在、国で閲覧について検討委員会が開かれ検討が行われており、10月に検討結果が出される予定であり、来年の通常国会に法改正の議案が提出される予定であります。戸籍の問い合わせにつきましては、公用での請求はあり得ます。年に数件請求されていることもあり得ます。との答弁がっております。

続いて、保健衛生費、清掃費を合わせた4款衛生費の歳出決算額は、11億6,800万円で、歳出総額の6.7%を占め、前年度に比べ2億4,000万円の減少となっております。これらの内訳について、保健衛生費4億1,200万円の主なものは、職員人件費7,900万円、病院事業会計繰出金1億5,000万円、合併処理浄化槽設置等補助金1,000万円、健康診査等の各種検診委託料9,300万円となっております。

清掃費7億5,500万円の主なものは、遠賀・中間地域広域行政事務組合等負担金7億3,900万円です。前年度より2億2,800万円減少したのは、委託料で300万円、ごみ(可燃・不燃ごみ)加入者負担金が15年度で終了したため、遠賀・中間地域広域行政事務組合負担金で1億4,200万円、工事請負費1,600万円、流域下水道及び公共下水道移行に伴う補償金で4,800万円が減少したことによるものです。

続いて、6款農林水産業費の歳出決算額は1億3,400万円で、歳出総額の0.8%を占め、前年度に比べ59万円の増加となっております。この増加の原因は、農地費の工事請負費等で1,100万円増加によるものです。

歳出の主なものは、農地費のうち、農地基盤整備事業による農業用排水路等整備工事費等の工事請負費6,500万円や、農業振興費のうち農業振興補助金300万円となっております。

続いて、7款商工費の歳出決算額は7,100万円で、歳出総額の0.4%を占め、前年度に比べ1,500万円の減少となっております。この減少の主なものは、人件費800万円です。歳出の主なものは職員人件費2,300万円、中間商工会議所補

助金、筑前中間川まつりなどの補助金 1,700 万円などが入っております。

なお、委員から、川東の農地が減少しているが、地区の農業施策はどのようになっているかとの質疑があり、執行部より、川東の農地については、市街化区域なので宅地化を進めており、川西地区は農業振興地域で農業の重点地域となっています。との答弁がなされております。

次に、特別会計についてご報告いたします。

最初に、国民健康保険事業につきましては、歳入決算額 48 億 8,400 万円、歳出決算額 54 億 2,300 万円で、歳入歳出差引歳入不足額 5 億 3,800 万円となっております。前年度より歳入で 2 億 6,900 万円の増加、歳出では 2 億 8,900 万円の増加となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税 14 億 800 万円、国庫支出金 18 億 4,600 万円、療養給付費交付金 10 億 9,800 万円、繰入金 3 億 9,600 万円となっております。このうち、保険税の収入状況は、現年度分の徴収率が 92% で、収入未済額が 1 億 900 万円、滞納繰越分の徴収率が 7.5% で、収入未済額が 4 億 5,500 万円、合計で 5 億 6,400 万円の収入未済額となっております。

歳出の主なものは、保険給付費 32 億 1,600 万円で、総事業費の 59.3%、老人保健拠出金 12 億 7,700 万円で、総事業費の 23.6% が主なものです。

また、16 年度の加入者数とその割合は、市の人口 4 万 8,094 人に対し、被保険者数 1 万 9,678 人で、40.9% を占め、前年度より 197 人、率にして 1.0% の増加となっております。また、全世帯数 1 万 9,634 戸に対し、1 万 795 戸が加入し、その割合は 54.9% となっております。

また、国民健康保険被保険者数 1 万 9,678 人のうち、老人保健対象者数は 6,017 人、被保険者数の 30.5% を占めております。

次に、住宅新築資金等特別会計につきましては、歳入決算額 2,000 万円、歳出決算額 5 億 8,900 万円で、歳入歳出差引歳入不足額 5 億 6,900 万円となっております。

なお、貸付については、昭和 41 年から昭和 61 年までに 488 人に対し 740 件の貸出しが行われております。

また、貸付総額については、元金で 14 億 7,900 万円、貸付利子 3 億 1,100 万円で、16 年度末における貸付金元利未償還金は 5 億 6,900 万円となっております。

委員から、住宅新築資金の国への起債償還の始めと終わりはいつかとの質疑があり、執行部より、初年度は昭和 42 年度で完了は平成 23 年度となっております。との答弁がっております。

次に、老人保健特別会計につきましては、歳入決算額 63 億 7,900 万円、歳出決算額 63 億 3,300 万円で、歳入歳出差引額 4,600 万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、支払基金交付金 38 億 6,100 万円、国庫支出金 16 億

4,200万円、県支出金4億900万円、繰入金4億4,000万円となっております。

歳出の主なものは、医療諸費63億1,900万円で、歳出の99.8%を占めており、この内訳の総医療費62億9,700万円は、15年度に比べると2,400万円の増加となっております。この理由としては、医療費受給者数は前年度に比べ延べ人数で3,073人減少したものの、14年10月の老人保健法医療改正に伴い、受診者一人当たりの医療費が増加したことによるものです。

市内の70歳以上の高齢者人口は、年度末で8,549人で、そのうち7,136人が老人医療費受給者で、市の人口4万8,094人に占める加入者の比率は14.8%となっております。

また、一人当たりの医療費給付額は、年間86万4,000円となっており、対前年比で3万2,000円の増、率にして3.8%の増となっております。

委員から、健康に健やかに生活するという点で、保健センターの充実を図る必要があると思うが、どのような計画をお持ちでしょうかとの質疑があり、執行部より、健康管理システムの導入で、検診受診率の向上を図り、世帯単位での指導が的確に実施可能となる。また、病態別の健康教育及び年齢別、特に若年層に的を絞った健康診査などが容易に実施可能となります。との答弁がっております。

討論において委員より、医療、保健、福祉との連携を強めて、老人の医療費負担が減額されるように努めてほしい。との意見もあっております。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、歳入決算額27億4,600万円、歳出決算額26億8,400万円で、歳入歳出差引額6,100万円となっております。

収入済額の主なものは、介護保険料4億6,400万円、国庫支出金6億7,400万円、支払基金交付金8億1,900万円、県支出金3億2,500万円、繰入金4億3,100万円となっております。

前年度より増加した主な要因は、介護保険料600万円、支払基金交付金5,000万円、県支出金2,700万円、繰入金で3,000万円増加したことによるものです。

介護保険事業の支出の主なものは、保険給付費25億6,400万円で、支出の95%を占めております。前年度より介護サービス等の保険給付費が1億8,100万増加していますが、これは要介護認定者数の伸びや制度の周知による介護サービスの利用が増えたことによるものと考えられます。

高齢者の状況を説明しますと、65歳以上の高齢者は本年3月末で1万1,859人、高齢化率24.7%となっており、前年度より244人、高齢化率で0.8%の増加となっております。

また、75歳以上の後期高齢者数は5,462人で、後期高齢化率11.4%となっており、前年度より220人、0.6%の増加となっております。

居宅サービス利用者の状況については、まず利用者1,364人のうち、要支援

373人で39%、要介護度1、490人で32%、要介護度2、243人で39%、要介護度3、151人で36%、要介護度4、66人で33%、要介護度5、41人で27%となっており、合計1,364人は前年度より157名、13%の増加となっております。

また、施設サービス利用者の状況は合計320人で、その内訳は特別養護老人ホーム114人、老人保健施設149人、療養型病床群57人となっており、前年度より2名の増加となっております。

委員より、利用料負担や保険料負担の減免制度を設けるべきではないか。との意見もあっております。

最後に、病院事業会計について消費税を除いて説明しますと、まず病院事業収益21億7,000万円の主なものは、医業収益のうち入院と外来を合わせた診療収入で20億3,400万円、医業外収益のうち、他会計負担金及び補助金等7,600万円であります。病院事業費用21億7,000万円の主なものは、給与費10億3,700万円、材料費7億6,800万円のうち、薬品費は5億8,000万円、診療材料費は1億6,300万円、経費2億2,000万円、また医業外費用の主なものは、支払い利息、雑損失など8,600万円であります。

その結果、16年度決算額は特別損失を差し引いた15万円の純利益を生じております。

これに前年度繰越欠損金4億5,300万円を差し引きますと、4億5,300万円の当年度未処理欠損金となっております。

収支比率を見てもみますと、16年度の医業収支比率は100.3%で、前年度比1.4ポイント、経常収支比率100.2%で、前年度比1.2ポイント、総収支比率は100%で、前年度比0.7ポイント、それぞれ低下しています。

15年度の収益と比較しますと、入院収益で1,300万円減少、外来収益で5,500万円減少しておりますが、その要因は患者数が入院では前年度より減少し、外来でも減少したことによるものです。

医業費用については、給与費の医業収益に対する割合は49.7%で、前年度に比べ0.7ポイント増加しております。また、16年度の入院延べ患者数は3万7,400人で、入院診療日数365日として、1日平均102人、病床利用率は84%となっており、前年度と比べますと入院延べ患者数で677人の減少となっております。

外来患者数では、16年度9万7,008人で、前年度より5,549人の減少、外来診療日数272日として、1日平均356人となっており、患者数全体では6,226人の減少となっております。

具体的には、内科、耳鼻咽喉科、透析センターで3,696人増加したものの、外科、整形外科、泌尿器科の3診療科目で4,373人減少している。また、外来では泌尿器科、透析センターの2診療科目で964人増加し、内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科の4診

療科目で6,513人減少したことによるものです。

次に、患者1人1日当たりの収益の状況は、医業収益は1万5,515円、医業費用は1万5,465円となり、差し引き50円の利益となっており、前年度の利益額254円と比較すると、204円の減益となっております。

さらに、医業収益を入院及び外来別に見ると、患者1人1日当たりの入院収益は150円増加して、2万7,904円となり、外来収益は11円増加して1万211円となっております。

なお、市立病院に従事する16年度末現在の全職員数は148.1人で、前年度に比べ3.2人の減員となっております。

次に、基本的収入及び支出では、収入の主なものは市の一般会計からの負担金7,400万円、支出の主なものは建設改良費の固定資産購入費900万円、企業債償還金1億1,100万円で、差し引き4,600万円の不足を生じております。

なお、この不足については、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補てんされております。

委員より、患者数減少及びこれに対する薬品費増加の要因や、市立病院運営協議会の開催状況についての質疑があり、執行部より、患者数減については、診療報酬改訂による患者負担増加のため、医療機関重複受診の減少や薬品の長期投与が可能になったことによる受診回数の減少や、また薬品費増加については、血液疾患患者数が多く、この場合に処方する注射薬の金額が高いことが主な要因です。

市立病院運営協議会については、市民公募4名、団体3名(老人会等各1名)、市職員1名、病院スタッフ4名の計12名で組織し、平成17年5月、7月に開催し、3回目は10月に開催予定であります。患者数増加の方法や待遇等に関し協議を行い、病院運営の改善に努めていきたい。との答弁がなされております。

以上が、当委員会に付託されました議案の内容であります。最後にそれぞれ採決いたしました結果、一般会計のうち民生経済委員会に付託された所管部分、特別会計国民健康保険事業、住宅新築資金等特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計は賛成多数で、病院事業会計は全員の賛成で認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長(杉原 茂雄君)

次に、岩崎悟建設水道委員長。

建設水道委員長(岩崎 悟君)

おはようございます。私ちょっと歯がまだきれいにそろってないもんですから、皆さんにお聞き苦しい点がございませうと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号、認定第4号、認定第5号及び認定第9号の平成16年度決算認定4件につきまして、建設水道委

員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、一般会計の歳入歳出から主なものを申し上げます。

交通安全対策費では、塘ノ内砂山線街路灯設置工事など、市内各所の道路反射鏡、防護柵及び街路灯等12件の設置工事が行われ、車や歩行者の交差点での事故防止と通行の安全性が図られております。

衛生費の環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として、16年度は24基の補助を行っております。

労働費の特定地域開発就労事業では、団地内道路の老朽化に伴って、通谷団地内道路改良工事など18件の道路整備が行われております。これにより交通の円滑化が図られ、住環境の向上、地域の開発と発展に寄与するとともに、失業者にも雇用の機会確保がなされております。

土木費の道路橋りょう費では、岩瀬二丁目地内側溝布設工事や、鳴王寺塘ノ内線道路改良工事など、市内既設道路48件の工事が行われ、既設道路の拡幅改良・歩道及び排水溝の整備がなされ、安全な通行の円滑化及び地域住民の住環境整備の向上が図られております。

また、道路新設改良費では、水入朝霧線道路改良工事に伴う用地取得を行い、通学児童の安全な歩道の整備や相互通行による交通の安全性と利便性の向上を図ることを目的に、17年度までの2年間で道路幅員を拡幅する工事が行われております。

河川費では、岩瀬排水機場モートルシリンダー取替工事や、市内各所の水路浚渫工事等32件の工事が行われ、排水路等に堆積した土砂、塵芥の除去及び法面伐採等により、降雨期における冠水を防止するとともに、流水を良好にし、生活環境の保全がなされております。

また、公園費では垣生公園内通路土留工事等が行われ、市内各公園について、安全性強化のため、フェンス、土留等の修繕、補強を行い、子どもに安全で魅力的な公園施設づくりが行われております。

住宅費では、土手ノ内市営住宅の建て替えにつきましては、地質調査と実施設計を終え、17年度への着工準備を終えております。また、市営住宅の老朽化に伴い、屋上防水工事など建物の維持・補修工事が行われ、通谷公営住宅では耐用年数も経過し、空き家でもあることから、解体を行いました。

次に、地域下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

16年度は、375万円の黒字となっております。しかし、今後とも事業の拡大は見込まれないため歳入増の見込みがなく、また現在の施設は25年以上経過し、老朽化の進行に伴い、修繕費等の経費増が予想され、16年度は曙下水処理場電気機器類修繕工事等20件の工事が行われております。

次に、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

16年度決算において304万円の黒字となっております。16年度は、朝霧二丁目、上底井野地区等の下水道整備を行い、上底井野幹線管渠築造工事や中尾一丁目地内幹線管渠築造工事等35件の工事が行われております。16年度は8,158メートルの管を布設し、普及人口は15年度より1,600人増加し、1万5,400人に達しており、普及率は31.9%となっております。

最後に、水道事業会計決算について申し上げます。

平成16年度の水道事業会計決算におきまして、収益的収支で1,357万円の純利益となっております。営業収益の主たる収入である給水収益は、前年度より増収となりました。その主たる要因としては、給水人口が減少傾向にある中、天候不順な年度であった15年度に比較して、16年度は比較的好天に恵まれたことが考えられます。

資本的収支では、2億7,537万円の不足を生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補てんをしております。平成16年度の水道整備事業では、市道通谷団地81号線などの配水管布設替工事や、下水道工事に伴う配水管移設工事が行われております。

給水戸数では2万6,501戸で、昨年度に比べ132戸増加し、有収水量は約671万3,000立方メートルで、昨年度に比べ9万6,000立方メートルの増加となっております。

平成16年度も黒字決算となりましたが、給水人口は減少傾向にあり、また有収水量の大きな伸びが期待できない現状で、水道事業を取り巻く状況は一層の厳しさを増しております。

執行部より「近年、給水区域内の給水人口が減少傾向にある中、給水収益の伸びは期待できず、その一方、新たな微生物感染症対策による薬品等の費用増大等で、水道事業はますます厳しい経営状況にあります。今後ともより一層の企業努力をいたし、健全財政を維持するとともに、安全で良質な水道水を安定的に供給するための給水体制を堅持していきたい」との説明がありました。

以上、4件につきまして最後に採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして認定すべきであると決した次第であります。何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう委員長の報告を終わらせていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

平成16年度中間市歳入歳出決算のうち、一般会計と特別会計においては、国民健康保険、老人保健、介護保険、住宅新築資金、以上5件について日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

小泉内閣が進める構造改革は、「国から地方へ」を掲げ、地方行革の推進と三位一体の改革、市町村合併の推進を強調しております。いずれも地方への財政支出を大幅に減らすものばかりです。平成の大合併は、初めは合併のメリット論でバラ色の夢を描き、必要性を論じていましたが、国も地方も財政が大変、財政がやっていけないなら仕方がない、こういう議論が主流になってまいりました。

中間市においても、合併の是非をめぐってさまざまな議論や動きがありましたが、北九州市との合併は白紙になり、自立したまちづくりを進むことになりました。

こうした状況のもと、不要不急の事業の見直しを行い、市民の暮らしや福祉を守る自治体の役割が一層求められます。平成16年度事業では、不公正な同和事業や不要不急の事業の見直しはどこまで実施されたのでしょうか。国の同和対策事業の法律は、平成13年3月31日でなくなったにもかかわらず、依然として継続しています。平成16年度同和対策関連事業決算内訳では、同和地区を対象にした人間ドック等保健対策や、同和地区子ども会育成、人権教育に要する経費等で県補助金532万4,000円を含め、927万1,000円となっています。

しかし、この中には一般対策に移行したという隣保館事業や、納骨堂管理委託料、市有墓地等草刈り委託料など、従来の同和事業を温存した事業費は入っておりません。

また、人権対策総務費では、人権のまちづくりセンター4名、隣保館4名、岩瀬南町集会所4名の職員を配置するなど、特別扱いの同和事業を踏襲するものであり、直ちに見直すべきです。長引く不況やリストラ、企業倒産によって失業者は増え、自殺者が6年連続3万人を超えました。

中間市の生活保護受給者は、先ほど委員長の報告にありましたように、1,507人で微増傾向にあります。生活保護制度は、病気や失業、商売の廃業などで収入の道を絶たれ、生活の危機に陥ったときに、国の責任で憲法25条に規定する最低限度の生活を保障するための制度です。この制度の改悪が行われ、70歳以上の人に支給される老齢加算が引き下げられ、母子加算も段階的に廃止する動きが強まっております。さらに、生活保護の国庫補助率を4分の3から3分の2への引き下げも計画しています。政府に対し制度改悪を許さないよう強く求めるべきです。

高齢者福祉では、昨年に続き高齢者の生活実態調査を実施し、介護など多くの問題解決に寄与しております。また、コミュニティバスの運行調査が行われ、高台地域ではコミュニティバス運行に期待が高まっており、早期実現を求めるものです。

少子化対策として、若いお母さんたちの切実な要求であります乳幼児医療費無料化の年

齢を広げることを求めます。

昨今、青少年の犯罪や発砲事件が多発しております。中間市は暴力追放都市宣言を掲げ、明るい街づくり課を事務局とする暴力追放推進協議会が発足しました。青少年の健全育成、明るいまちづくりを進めるために、暴力団事務所撤去の対策を求めるものです。

環境保全にかかわる問題では、公衆トイレの戸や便器が故意に壊され、改修しておりますが、警察のパトロールを強化するなどの対策が必要です。

また、ごみ収集が有料化され、不法投棄が目立っております。環境省がごみを有料にすればごみの減量化に有効であるとキャンペーンし、多くの自治体が有料化しましたが、数年経つとごみは増え、ごみの不法投棄が後を絶ちません。市民と自治体の協力、また生産者にごみ処理費用を負担させてこそ、ごみを減量させることができます。ごみ袋料金を引き下げるとともに、生産者責任を政府に求めるべきです。

今年は阪神淡路大震災から10年の節目です。昨年発生した中越地震と、その後の豪雪被害、今年3月に発生した福岡西方沖地震など、自然災害が相次ぎました。また、昨年は日本列島を直撃した台風が10個に及び、大規模な災害を引き起こしています。地域的に見ても九州から北海道まで全国的な災害となり、今年も被害が発生しております。国民の命と財産に被害をもたらす自然災害に際して、最小限に食いとめる手立てが重要です。災害から市民の命と財産を守るにふさわしい消防体制が求められます。

次に、特別会計の国民健康保険と老人保健、また介護保険について討論いたします。

国保会計は5億3,875万2,000円の累積赤字になっています。単年度では2,001万4,000円の赤字です。赤字の要因は、医療費がかさむことと保険税の滞納が多いことです。長引く不況で失業や倒産、また年金の引き下げなどで所得は減る上に、国保税の引き上げでは滞納者が増える一方です。滞納者にはペナルティとして資格証明書や短期保険証を発行し、医療を受ける権利、生存権を奪う事態になっております。

また、病院の受診抑制が病気の重症化を招いております。国民健康保険法は、「国民保健の向上に寄与することを目的とする」と書かれ、国の責任で国民に医療を保障することを明記しています。市民の健康と命を守るには、国保税の引き上げではなく、国庫負担率を元の45%に戻させ、国保税の引き下げや減免制度を拡充することです。

老人保健では、一人当たりの年間医療費給付額は95万1,000円で、対前年比104.3%となっています。予防医療の充実と早期発見、早期治療が国保会計の医療費の負担を軽減します。そのためには、保健・医療・福祉の連携を図ることが求められます。

介護保険では、単年度収支3,196万5,000円の黒字で、介護保険準備基金現在高は1億5,822万7,000円となっています。高齢者は介護保険料や利用料の負担が重く、介護サービスを抑制しており、誰でも安心して受けられる介護保険にするために、全国の4分の1の自治体の実施しております低所得者の保険料や利用料の減免制度を導入することを求めます。また、苦情処理の窓口となります第三者機関を設けるべきです。

病院事業会計は、意見を付して賛成といたします。患者総数が前年度に比べ6,226人減少しています。患者の減少は、受診抑制や医師の交代によるものです。市立病院が公立病院として地域の基幹病院となるための抜本対策を講じるべきです。

また、新薬先発品からジェネリック医薬品に切り替えれば、患者負担が軽減される上、国保や老人保健の医療費を削減することができます。ジェネリック医薬品の使用を促進するよう、薬事審議会のさらなる検討を求めるものです。

最後に、住宅新築資金について反対討論をいたします。

同和住宅新築資金は、先ほどの委員長の報告でありましたように、同和地区住民に住宅の新築や改修などの資金を融資するためにつくられ、昭和41年から昭和61年までの21年間で貸付金の総額は14億7,949万8,000円になっています。

この貸付は、必要な書類をそろえなくても、また支払い能力も調べず無担保で貸付するなどずさんなものでした。そのため、滞納が滞り、平成16年度で5億6,936万7,000円の赤字になっています。条例違反の貸出しが赤字の原因であります。市民の税金で肩代りさせることは到底認めることはできません。

以上、討論を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第10号までの平成16年度各会計決算認定10件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず認定第1号平成16年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを、起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号平成16年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを、起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成16年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号平成16年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号平成16年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号平成16年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを、起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号平成16年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを、起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成16年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成16年度中間市水道事業会計決算認定についてを、起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号平成16年度中間市病院事業会計決算認定についてを、起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第11．第40号議案

日程第12．第41号議案

議長(杉原 茂雄君)

これより日程第11、第40号議案及び日程第12、第41号議案の平成17年度補正

予算2件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案平成17年度中間市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算の総額は6,240万円で、一般会計の総額を170億8,290万円とするものです。

歳入の主なものは、精神障害者社会復帰施設運営費補助金など国庫補助金及び県補助金として2,690万円、諸収入として1,210万円、さらに不足分については、前年度繰越金から2,330万円を充当するものです。

次に、歳出の主なもののうち総務関係では、県道直方水巻線の道路改良工事竣工に伴う市役所前広場の整備工事費用として450万円、公共施設のアスベスト対策として検査手数料50万円が計上されています。

また、教育関係においては、小学校費では天井吹き付け材の除去及びフェンスの修繕などの費用に修繕料として210万円、アスベスト除去工事費に440万円、中学校費では天井吹き付け材の除去及び天井材の張り替えなどの修繕料として310万円、アスベスト除去工事費に320万円、さらに社会教育費では、各種全国大会出場などに伴い、スポーツ大会参加補助金に40万円を計上しております。

以上の審査の後、最後に採決いたしましたところ、全員の賛成で可決すべきであると決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

なお、本日の新聞記事において、本市の学校のアスベスト対策として、「市教委は除去業者が多忙になるの見越し、夏休み中に予約を済ませた」との記事が掲載されており、既にアスベスト除去工事の委託業者が決まっているかのような誤解を受ける恐れのある記事ではありますが、そういう事実は全くありませんとの報告を教育長から受けておりますことを、この場をお借りしてご報告申し上げます。

以上。

議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案一般会計補正予算（第2号）のうち、民生経済委員会に付託されました所管部分並びに第41号議案介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして審査を行いましたので、その概要と結果

をご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

歳入の主なものは、民生費国庫補助金のうち、生活保護適正推進事業費180万円の増額や、民生費県補助金のうち、精神障害者社会復帰施設運営費2,000万円がそれぞれ増額補正されております。

その主なものは、精神障害者社会復帰施設であります運営費補助金の増額補正であります。

次に、歳出の主なものは、民生費の老人福祉費134万円が増額補正され、この内訳はシルバー人材センター運営費80万円、ねんりんピック負担金に50万円がそれぞれ計上されております。

生活保護費では、生活保護総務費215万円計上しております。その主なものは、全額国庫補助事業であります就労促進事業を新たに導入し、保護課に職業安定所OB等の就労専門員を配置し、被生活保護者の就職相談や職業安定所と連携で被保護者の自立促進を図る経費であります。

衛生費では、清掃総務費の修繕料として40万円が計上され、その主なものは、下蓮花寺キッズランド公園内市民トイレ等による補修費でございます。

次に、介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳出の主なものは、総務費において1,100万円の増額補正がなされ、その主なものは介護保険事務処理及び審査システム改修委託料に924万円、保険給付費では、本年10月からの介護保険法改正による介護施設入所者等への居住費、食費が自己負担となったことから、新たに5項の特定入所者介護サービス等費を設け、1項の介護サービス等諸費から4,300万円の予算の組替えを行うものであります。

また、歳入の主なものは、前年度繰越金1,100万円を計上し、歳入歳出とも1,100万円を追加し、予算の総額は27億7,000万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、一般会計補正予算については全員の賛成で、介護保険事業特別会計補正予算については賛成多数で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、岩崎悟建設水道委員長。

建設水道委員長（岩崎 悟君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案の補正予算1件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、労働費では特定地域開発就労事業につきまして、事業から自発的に引退した者に対して国庫補助事業引退者特例援助金750万円が計上されております。

土木費の道路橋りょう費では、市内各所の道路及び側溝の修繕料として500万円が計上されております。

また、住宅費では、3月の福岡西方沖地震被害による市内各所の市営住宅の補修及び工事費として630万円が計上されております。

以上、1議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わらせていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

第41号議案平成17年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

今年6月22日、軽度の人介護サービスを切り捨て、施設利用者に大幅な負担増を押し付ける介護保険法案が国会で可決されました。この介護保険法改悪で、成立からわずか3カ月余りで準備も十分整わないまま、来月、あす10月から施設入所者の居住費や食費、またショートステイの滞在費や食費、デイサービスやデイケアの食費が保険給付の対象から外れ、全額自己負担になります。

介護施設の入居費が導入されることで、従来型個室の利用者は居住費だけでも1カ月5万円という年金額を超えるような負担増となります。その負担に耐えられない場合は、施設から在宅へ戻らざるを得ません。しかし、頼る家族がいない一人暮らしや老々世帯が多く、行き先のない高齢者が増えてくることが予測されます。

政府は、一定の負担軽減を設けたことで低所得者に配慮していると言っています。しかし、年金が1カ月7万円で認知症や感染症などで特養老人ホームの準個室に入所する高齢者の場合、利用料は8万5,000円で、年金額をも超えてしまいます。

また、高齢者の年金は毎年引き下げられ、介護サービスの利用量を減らしている中で、食費が全額自己負担になると、通所サービスの利用ができない高齢者が生まれてきます。そうしますと、外出の機会や入浴の機会も減るなど、高齢者の健康にも影響が出てきます。

以上のことから、第41号議案予算に反対するとともに、負担増によって必要な介護が受けられない人をつくらぬよう、長野県松本市など各自で創設している負担軽減制度を求めるものです。

以上、反対討論を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第40号議案から第41号議案までの平成17年度各会計補正予算2件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第40号議案平成17年度中間市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案平成17年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13．第42号議案

日程第14．第43号議案

日程第15．第44号議案

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第13、第42号議案から日程第15、第44号議案までの条例改正3件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務常任委員長。

総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第42号議案及び第44号議案の一部条例改正2件の審査につきまして、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第42号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いてご説明申し上げます。

今回の改正の内容は、通勤手当及び指定勤務手当の一部廃止であります。

まず、通勤手当については、通勤距離片道2キロメートル未満の職員に対し、月額1,200円の通勤手当を支給しておりますが、全国的に廃止の方向でありますことから、本市においても本年10月1日から廃止するもので、該当する職員は全会計合わせて179名であります。

次に、指定勤務手当についてですが、現在、公用車運転に専ら従事する職員に対し、月額4,500円の指定勤務手当を支給しております。この手当は、運転免許所有者が少なく、また公用車そのものがほとんどなかった時代から支給してきた手当であります。今日では職員は日常的に出張やその他の公務においても公用車を運転している状況であり、実態と合わなくなっていることから、当該手当について本年10月1日から廃止するもので、該当する職員は1名であります。

審査の中で委員から、他の指定勤務手当の見直しについての質疑があり、執行部から、指定勤務手当については、行革の中で検討していきます。との答弁がありました。

次に、第44号議案中間市立図書館条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正の内容は、管理委託制度を導入しております市民図書館、遠賀川河川敷グラウンド、武道場、弓道場、庭球場、野球場、幼児用プール、市民会館、体育文化センター及び歴史民俗資料館の各公の施設について、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入するために、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲について、また使用料を徴収している各施設においては、利用料金制を導入するため、地方自治法の規定により各施設の設置条例に必要な改正を行うものです。

また、各施設の使用料については、現在、条例では消費税を含まない外税方式で規定されておりますが、平成16年4月の消費税法の改正により、消費税を含んだ総額表示方式が義務付けられましたことから、条例の規定も消費税を含む内税方式に改正するものであります。

以上の審査を経まして採決いたしましたところ、第42号議案及び第44号議案ともに全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いしまして、委員長の報告を終わります。
議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

では、ご指名によりまして、民生経済委員会に付託されました第43号議案中間市サービスセンター設置及び管理に関する条例及び中間市多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報

告申し上げます。

改正の内容としましては、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、本市においても先の6月議会で、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例が可決されたことに伴い、既に管理委託を行っている中間市デイサービスセンター及び中間市多目的広場について、18年4月1日から指定管理者制度を導入いたしたく、指定管理者の指定の手続、利用料金及び指定管理者が行う管理の基準について新たに規定を設けるものです。

導入目的としては、住民サービスの向上及び行政コストの削減でありますので、今後当該制度を効果的に導入していきたいと思っております。

具体的には、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲については、使用の許可に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、その他市長が必要と認める業務です。

また、利用料金制を導入するため、地方自治法第244条の2第4項及び第9項の規定により、各施設の設置条例に必要な改正を行うものであります。

利用料金の還付は、既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めたときは、その全部または一部を還付することができる。

中間市多目的広場の利用料金につきましては、定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の了承を得て、指定管理者が定めるものとする。これまで条例では消費税を含まない外税方式により規定しておりましたが、消費税法の改正がなされ、平成16年4月1日から消費税を含んだ価格による総額表示方式が義務づけられました。この法律改正は、条例改正までを義務付けるものではありませんが、条例に規定する額と各施設に掲示された額が異なれば、市民に混乱を招くことも考えられるため、このたび利用料の額も消費税含む内税方式により規定するものであります。

また、指定管理者は公益上必要があると認められるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

なお、この条例は平成18年4月1日より施行されます。

以上が条例の主な内容でございます。

審査の後、採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきと決しましたので、何卒よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。久好勝利君。

議員（ 7 番 久好 勝利君 ）

第 4 3 号議案中間市サービスセンター設置及び管理に関する条例及び中間市多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例と、第 4 4 号議案中間市立図書館条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

なお、第 4 4 号議案の中には、図書館以外に 9 つの施設が含まれております。

2 0 0 3 年 9 月、公の施設の指定管理者制度を創設する改正地方自治法が施行されましたが、その直前の 7 月に出された総務省自治行政局長の自治体への通知では、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであると、このように記しております。

ところが、指定管理者制度の導入に当たっては、住民要求の内容、サービスの実情、事業運営の課題などの検討は避けたまま、民間への委託化、経費節減のみが目的となっています。

公の施設の機能はそれぞれに異なります。したがって、その管理運営の手法も多様で、施設にはそれぞれの目的、役割、専門性があり、それに応じた専門職員が配置されています。住民にとって公の施設がその役割を十分に発揮し、住民の目的に応じた活用の場となるには、長年にわたる専門性の蓄積とさらなる研鑽、発展は欠かせないものです。

地方自治法は、公の施設の管理は行政の直営を原則としており、例外として指定管理者制度を適用する場合は、それぞれの公の施設の設置目的がより効果的に達成できる場合に限っています。

指定管理者制度の導入に当たっては、単なる施設管理としてとらえて、外部委託化の結論を出すべきではないと考えます。

それが図書館においては問題点はより多くなります。第一に、公立図書館は公の施設であるだけでなく、教育機関として位置付けられていることから、教育機関による職員の任命が前提にならなければならないことです。

第二に、図書館法第 1 7 条に利用料無料の原則があり、営利が目的の市場化にはなじまないため、民間業者には図書館業務のノウハウの蓄積がないことです。

第三に、図書館業務のさまざまなノウハウを蓄積するためには、継続的な取り組みが決定的に重要であります。指定管理者制度の場合では、長期の指定が禁じられているため、ノウハウを蓄えることができないことです。

第四に、公立図書館は他の公立図書館とネットワークで結ばれており、資料の借り受け、雑誌保存の協定、職員研修など、自治体を越えた取り組みが行われていますが、指定管理者とは業務内容や予算が決められて協定が結ばれ、業務の増大を伴う改善や相互協力の強化を図ることについては、その対応は困難だからです。

第五に、民間事業者の間には当然のことながら競争原理が働き、図書館運営の優れた管

理運営のノウハウを編み出したとしても、いわゆる企業秘密にならざるを得ません。図書館の優れた管理、運営のノウハウこそ、ネットワークを通じて全国で結ばれていることが前提であり、それができなければ図書館としては成り立たないことです。

以上見てきたように、単に経費節減のため、公の施設の管理運営を民間事業者にゆだねることは、長年にわたって地域住民とともに営々として築き上げてきたものを台なしにしかねないし、さらに指定管理者制度の導入は、本来自治体が行わなければならない業務を放棄することによって、公共施設を活用して行う市民個人の趣味やスポーツ、健康づくりなどを営利の対象にし、市民負担増をもたらすことにつながるので反対します。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第42号議案から第44号議案までの条例改正3件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第42号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例及び中間市多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第44号議案中間市立図書館条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16．第48号議案

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第16、第48号議案を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。上村武郎総務文教委員長。

総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案中間市収入役の事務の兼掌に関する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

昨年の地方自治法及び同法施行令の改正により、人口10万人未満の市においても、条例で収入役を置かず市長または助役をして、その事務を兼掌させることができるとされております。

本市におきましても、財務会計システムの導入等により、会計事務の簡素化が促進されておりますことから、行財政改革の一環として、収入役の事務を助役に兼掌させることとするものであります。

財政効果としては、法定福利費込みで年間約1,146万円、退職手当を考慮した場合は、4年間で5,231万円であります。

以上が本条例の主な内容です。

最後に採決いたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いしまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第48号議案中間市収入役の事務の兼掌に関する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17．意見書案第8号

日程第18．意見書案第9号

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第17、意見書案第8号及び日程第18、意見書案第9号の意見書2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

議員（13番 掛田るみ子君）

「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書案の趣旨説明を行います。

社会問題となっておりますリフォーム詐欺から高齢者を守るための施策の強化と再発防止のための法律の強化を求め、一つ、成年後見制度の普及と活用、一つ、建設業法の見直し、一つ、建築士法の見直し、一つ、出張相談の実施、一つ、現行法による被害者の救済と取締り法規の制定、以上5項目の早期実施を要望するものです。

次に、アスベスト対策を求める意見書案は、アスベスト被害に対する不安軽減のため、国民の安全確保と被害者の救済を進めるための包括的な取り組みを要望するもので、案文のとおりでございます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

意見書案第8号「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書案について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

近年、高齢者を狙ったリフォーム詐欺が横行しています。犯罪防止への対策強化は必要なことですが、意見書案の中に建設業法上、軽微な建設工事として1件500万円未満の請負については、建設業の許可を必要としないため、同法を見直すこととなっています。ところが、中小零細な建設業者の間では、500万円ではなく1,000万円に増やしてもらいたいとの要望が強く出されています。

また、建築士法の見直しが意見書案の内容で行われれば、一人親方の大工さんなどはり

フォーム工事から締め出されてしまうことにもなります。

リフォーム詐欺から高齢者等を守り、地元の中小零細業者の仕事を増やすには、最近、全国各地の自治体で取り組まれている住宅リフォーム助成制度が最も効果的ではないかと思われまます。それは、リフォームのための経費の一部を行政が補助するため、行政が関わることによって不正がなくなるからであります。

住宅リフォームに当たっては、犯罪の取り締まり強化だけでなく、地域経済活性化を考えた対策が望まれるところなので、意見書案には反対をします。

次に、意見書案第9号アスベスト対策を求める意見書案について、日本共産党議員団を代表して賛成討論を行います。

アスベスト問題については、国民の安全確保と被害者救済が早急に求められています。意見書案の最後に、現行制度では救済されない人たちの救済を図ることを主眼とした新法を早期に制定することとなっています。

この新法については、来年の通常国会において制定する運びのようですが、具体的な行政責任を明確にしないため、被害者への救済内容も補償基準や範囲、財源なども明確にならず、患者や家族の間に不安の声が広がっています。

アスベストによる健康被害については、安全対策も不十分なまま、大量のアスベストの製造と使用を続けてきた企業と、危険性を認識しながら長期にわたって使用を容認してきた政府の責任が明らかになっていますので、政府と関係企業の責任と費用負担ですべての健康被害者等への保護と救済、早急なアスベストの全面禁止、今後の健康被害拡大の防止対策を盛り込むべきであります。

しかしながら、アスベストの問題につきましては、緊急を要することなので、現行法と制度のもとでも可能な限りの取り組みを進めるべきであり、意見書案に賛成するものです。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第8号及び意見書案第9号の意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第8号リフォーム詐欺から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号アスベスト対策を求める意見書を起立により採決をいたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第19・意見書案第10号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第19、意見書案第10号耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。湯浅信弘君。

議員(12番 湯浅 信弘君)

耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

昨年の新潟県中越地震の大惨事に続いて、今年の福岡における福岡西方沖地震、さらに7月に発生した千葉北西部地震など、多大な被害をもたらしています。

大地震は、いつ、どこで発生してもおかしくありません。大地震発生時に被害を最小限に抑えるために最も有効な対策が住宅や建築物の耐震化です。耐震化促進のため、下記の事項について要望するものであります。

一つ、耐震改修に関して税制、予算両面で施策を拡充。二つ、耐震改修促進法等に関する制度の充実強化、以上であります。

議員の皆様のご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(杉原 茂雄君)

これより質疑を行います。質疑はありますか。中家多恵子さん。

議員(1番 中家多恵子君)

質疑っていう内容ではございませんけれども、配付されました意見書案の内容の中の冒頭が、昨日というふうに書かれてますが、これは昨年間違いではないでしょうか。

議長(杉原 茂雄君)

お答えいいですか。湯浅信弘君。

議員(12番 湯浅 信弘君)

昨年です。

議長(杉原 茂雄君)

ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

議員(7番 久好 勝利君)

意見書案第10号耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書案について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

意見書案にもあるように、大地震発生の可能性が極めて低いと言われていた北部九州でも、福岡県西方沖地震が起きるなど、地震はいつ、どこで起こるかわかりません。それだけに建築物の耐震化は重要な問題です。

10年前の阪神淡路大震災を契機に、国は耐震改修促進法を制定しました。しかし、公的支援の対象になるのは、3階建て床面積1,000平方メートルという規模の公共性のある建築物に限定され、一般住宅の耐震改修は事実上個人任せというのが実態であります。

意見書案の中の2、耐震改修促進法等に関する制度の充実強化の項目は、耐震化への公的支援が望まれているにもかかわらず、そのための公的な援助などの制度の充実ではなく、強制的に耐震改修を行わせることに重点が置かれている内容になっているので反対します。

議長(杉原 茂雄君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第10号耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書を起立により採決をいたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第20．意見書案第11号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第20、意見書案第11号九州厚生年金病院の売却・民営化に反対し、存続・充実を求める意見書を議題といたします。

お諮りをいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第 11 号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第 11 号九州厚生年金病院の売却・民営化に反対し、存続・充実を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21、第 24 号議案（平成 16 年）

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第 21、平成 16 年第 24 号議案中間市政治倫理条例を議題といたします。

ただいま議題となっております平成 16 年第 24 号議案については、所管の総務文教委員会から目下委員会において審査中につき、会議規則第 99 条の規定により、継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第22．会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第22、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において青木孝子さん及び下川俊秀君を指名いたします。

議長（杉原 茂雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成17年第4回中間市議会定例会はこれにて閉会をいたします。ご苦労さんでした。

午前11時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 青 木 孝 子

議 員 下 川 俊 秀